

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私の母は、申立期間の国民年金保険料を納付してくれ、私はその領収書を所持している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人が所持する領収書は、申立人の母親が居住し、申立人の住民票があったA市が申立期間の保険料の納付書として発行したもので、同市内の金融機関で領収されたものであると認められること、納付された当該保険料が還付された形跡は見当たらないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月31日から同年8月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、平成6年7月31日までA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年8月1日になるはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録から、A社において厚生年金保険に加入し、資格喪失日が月の初日(1日)となっている被保険者二人が確認できるところ、雇用保険の加入記録において、当該二人の離職日はその前月の末日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成6年6月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成6年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事

務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和34年12月から平成4年9月までA社に継続して勤務しており、申立期間当時は同社B支店(厚生年金保険の適用事業所名は、A社B営業所)のC出張所に勤務していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、並びにA社が保管する申立人に係る従業員台帳及び同社の回答から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る昭和39年9月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）  
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は  
無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から56年3月まで

私は、昭和56年4月にA町役場で国民年金の加入手続を行ったところ、20歳からの国民年金保険料の納付を勧められたことから、銀行で保険料を納付した。

納付した証明を持って町役場へ行ったところ、年金手帳の「初めて被保険者となった日」を昭和56年4月2日から51年\*月\*日に訂正してくれた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場で国民年金の加入手続を行った際、申立期間の国民年金保険料の納付を勧められたことから、銀行で納付し、その納付に係る証明により、同町役場で年金手帳の「初めて被保険者となった日」を訂正してもらったと主張しているところ、同町役場では、「当時の職員は、『時効により納付できない期間の保険料についても納付を勧め、遡って納付した期間まで資格取得日を訂正していたと思う。』と話している。」としており、申立人の所持する年金手帳及び同町役場作成の国民年金被保険者名簿の資格取得日は訂正されている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和56年5月ないし同年6月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点は第3回特例納付実施期間後であり、申立期間のうち54年3月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるところ、上記元職員は、時効期間経過後の期間を含め、保険料を遡って納付することを勧めていた理由及び時期は不明としている。

また、オンライン記録及び受付処理簿において、申立人の手帳記号番号が払

い出された時期の前後の期間（昭和 55 年 4 月から 59 年 7 月まで）に A 町において手帳記号番号が払い出された被保険者の中に時効期間を経過した資格取得日までの保険料を遡って納付した被保険者は確認できず、同町役場では、本申立てと同様に時効期間を経過した後に保険料が納付された事例を把握していないとしている。

さらに、上記元職員は、保険料を遡って納付したことを確認した場合には、被保険者名簿の資格取得日の訂正のほかに保険料の納付記録を記入していたとしているところ、申立人の被保険者名簿においては、上記のとおり、資格取得日は訂正されているものの、申立期間の保険料の納付記録は無い。

加えて、申立人は、遡って納付した保険料額を覚えていないこと、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年7月までの期間及び同年10月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から50年7月まで  
② 昭和50年10月から51年12月まで

私は、25歳のときに実家のあるA市（現在は、B市C区）に戻り、国民年金保険料を遡って納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、25歳（昭和52年頃）のときに国民年金保険料を遡って納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳番号総括払出簿及び受付処理簿により、第3回特例納付実施期間中の昭和54年2月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点で申立期間（50か月）の保険料を特例納付することが可能であるが、申立人は、遡って納付した保険料額を覚えていないとしていること、申立期間②直後の昭和52年1月から53年3月までの保険料は、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿により、手帳記号番号の払出し以後に遡って納付されたことが確認できること、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 28 日から 39 年 10 月 26 日まで  
A社に勤務した申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。  
脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和40年7月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間とその後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号となっており、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給したために別番号が払い出されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。